

平成30年度 働き方改革改正法 実務講座（基本編）

変えなきゃいけない働き方のルールがよくわかる

～法改正で人事労務担当者の実務はどう変わるのか～

時間外労働の上限規制、年次有給休暇、高度プロフェッショナル制度、フレックスタイム制の見直しで働き方のルールはどう変わるのか。いわゆる「同一労働同一賃金」の改正で、短時間・有期雇用労働者や派遣労働者に対する待遇はどのように変えないといけないのか。

使用するテキストの著者が基本的事項を分かりやすく解説しますので、人事労務管理を担っている部門、実務担当者の方にもお役立てできる実務講座です。

平成31年4月施行に備えて、是非この機会に受講されることをお勧めします。

日 時：平成31年1月25日（金）13：30～17：00

会 場：中労基協ビル 4階ホール 東京都千代田区二番町9-8 中労基協ビル

定 員：80名

受 講 費： 本部及び支部会員 税込3,000円（受講料、テキスト、資料込）
非会員 税込5,000円（受講料、テキスト、資料込）

【本部及び支部会員とは、東京労働基準協会連合会会員及び8支部（中央、上野、足立荒川、江戸川、八王子、立川、青梅及び三鷹労働基準協会支部）の会員です。】
使用テキスト：『働き方改革』の法改正で働き方がこう変わる！』／社会保険研究所刊



講 師： 東京都社会保険労務士会 千代田統括支部
副支部長 兼 勤務等部会長 浅香 博胡 氏

内 容

働き方改革の総合的かつ継続的な推進

- ・雇用対策法改正の目的と基本方針
- ・国の講ずべき施策と事業主の責務

長時間労働の是正

- ・時間外労働の上限規制
- ・時間外労働の上限規制（適用除外・適用猶予）
- ・月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率
- ・年次有給休暇の確実な取得
- ・勤務間インターバル制度

多様で柔軟な働き方の実現

- ・フレックスタイム制の見直し
- ・高度プロフェッショナル制度の創設（制度概要）
- ・高度プロフェッショナル制度の創設（導入手続）

短時間労働者・有期雇用労働者の同一労働同一賃金

- ・有期雇用労働者に対する適用
- ・均衡待遇と均等待遇の確保
- ・事業主の説明義務と履行確保措置

派遣労働者の同一労働同一賃金

- ・派遣先の情報提供義務
- ・派遣労働者の均等・均衡待遇
- ・労使協定による派遣労働者の待遇確保
- ・派遣労働者にかかる就業規則の作成等の手続
- ・派遣元事業主の説明義務
- ・派遣先における適正な派遣就業の確保等
- ・紛争解決・勧告及び公表

産業医・産業保健機能の強化

- ・産業医の活動環境の整備
- ・労働者の心身の状態に関する情報の取扱い
- ・医師の面接指導
- ・労働時間の状況の把握

★質疑応答の時間を設ける予定ですが、時間により締め切る場合がございます。

問い合わせ先（公社）東基連 中央労働基準協会支部 TEL 03（3263）5060

申込方法：裏面の参加申込書によりFAX等でお申し込みください。1週間前までに受講票をFAX等にて返信します。

キャンセルに伴う受講費の取扱いについて：

開始日7日前よりキャンセル料が発生いたします。詳細はHPの「キャンセルの取扱いについて」をご覧ください。

働き方改革改正法 実務講座 申込書 (31. 1. 25)

HP

事業場名	いずれかに○をつけてください		TEL	
	会員・非会員		FAX	
所在地	〒			
職 名		氏 名 (ふりがな)		
支払方法	いずれかに○をつけて下さい。			
	銀行振込 (振込予定日 月 日) 当日払 請求書を希望 する しない 振込先: みずほ銀行 麹町支店 普通預金 1177896 公益社団法人東京労働基準協会連合会 中央労働基準協会支部			
備考欄	いずれかに○をつけて下さい			
	受講票送付方法: FAX(原則) 郵送 MAIL Mail 送付をご希望の場合は講習名・講習日・氏名をご記入の上 jukou@celsa.or.jp まで事前にメールにてご連絡下さい。			

FAX 03-3263-6485
 (公社)東基連 中央労働基準協会支部宛

お申込後のキャンセルは原則ご遠慮下さるようお願い申し上げます。
 ご記入いただいた個人情報は、本講習の実施のため以外には使用しません。

アンケートにご協力ください

この講習をどこでお知りになりましたか

1. 会報 2. ホームページ 3. 監督署 4. その他 ()

締
め
切
り
ま
し
た